

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成28年6月9日(2016.6.9)

【公表番号】特表2015-518000(P2015-518000A)

【公表日】平成27年6月25日(2015.6.25)

【年通号数】公開・登録公報2015-041

【出願番号】特願2015-505934(P2015-505934)

【国際特許分類】

A 6 1 K 45/00 (2006.01)

A 6 1 K 31/4439 (2006.01)

A 6 1 P 35/00 (2006.01)

A 6 1 K 9/08 (2006.01)

A 6 1 K 31/52 (2006.01)

A 6 1 K 31/513 (2006.01)

A 6 1 K 31/519 (2006.01)

A 6 1 K 9/127 (2006.01)

A 6 1 P 1/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 45/00

A 6 1 K 31/4439

A 6 1 P 35/00

A 6 1 K 9/08

A 6 1 K 31/52

A 6 1 K 31/513

A 6 1 K 31/519

A 6 1 K 9/127

A 6 1 P 1/00

【手続補正書】

【提出日】平成28年4月11日(2016.4.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも1つの癌の化学療法剤の癌患者への投与によってもたらされた胃腸毒性の予防に使用するための組成物であって、該組成物は：

癌の化学療法剤を活性型へと代謝する、少なくとも1つの酵素の少なくとも1つの標準の基質を含む保護製剤であって、少なくとも1つの標準の基質は、癌の化学療法剤の有毒種への代謝を阻害するように競合し、且つ、標準のホメオスタシスがG I管にて維持されるように無毒である、保護製剤

を含み；

ここで、保護製剤の投与は、癌の化学療法剤の全身作用に干渉するのに十分な全身性のレベルの標準の基質を、結果としてもたらさない、

組成物。

【請求項2】

癌の化学療法剤は5-フルオロウラシルである、ことを特徴とする請求項1に記載の組

成物。

【請求項 3】

少なくとも 1 つの癌の化学療法剤は 5 - フルオロウラシルであり、前記組成物は：

アデニン；

オロチニ酸；及び

随意にプロトンポンプ阻害剤

を含む、ことを特徴とする請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 4】

保護製剤は、浸透圧により制御された経口薬物送達デバイスにある標準の基質を含む水溶液を含む、ことを特徴とする請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 5】

保護製剤の少なくとも一部は、浸透圧により制御された経口薬物送達デバイスにおいて投与される、ことを特徴とする請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 6】

保護製剤は、少なくとも 1 つの標準の基質の水溶液を含有するカチオン性リポソームを含む、ことを特徴とする請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 7】

少なくとも 1 つの標準の基質はアデニンを含む、ことを特徴とする請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 8】

少なくとも 1 つの標準の基質はオロチニ酸を更に含む、ことを特徴とする請求項 7 に記載の組成物。

【請求項 9】

組成物はプロトンポンプ阻害剤を更に含む、ことを特徴とする請求項 1 に記載の組成物。

【請求項 10】

プロトンポンプ阻害剤はオメプラゾールである、ことを特徴とする請求項 9 に記載の組成物。

【請求項 11】

5 - フルオロウラシルの癌患者への投与によってもたらされた胃腸毒性の予防のための方法に使用するための、アデニン及びオロチニ酸の少なくとも 1 つを含む組成物であって、前記方法は、5 - フルオロウラシルの投与によってもたらされた胃腸毒性を予防するには十分であるが、5 - フルオロウラシルの毒性から癌細胞を回収するためのアデニン及びオロチニ酸の全身性レベルを与えるには不十分である投与量で、アデニン及びオロチニ酸を癌患者に投与する工程を含む、ことを特徴とする組成物。

【請求項 12】

アロプリノールを更に含む、請求項 11 に記載の組成物。

【請求項 13】

前記方法は、癌患者に 5 - フルオロウラシルを投与する工程を更に含む、ことを特徴とする請求項 11 に記載の組成物。

【請求項 14】

アデニン又はオロチニ酸の少なくとも 1 つは、癌患者に経口投与される、ことを特徴とする請求項 11 に記載の組成物。

【請求項 15】

アデニン又はオロチニ酸の少なくとも 1 つは、浸透圧により制御された経口薬物送達デバイスにおいて癌患者に投与される、ことを特徴とする請求項 11 に記載の組成物。